

貨車ノ種類 バケツト、皿型、鏝型ノ三種  
 貨車ノ重量 六十貫  
 貨車ノ距離 六百四十尺  
 信號設備 電鈴及電話

### 第三章 灌溉面積及び給水方法

#### 第一節 灌溉面積

本圳事業區域は臺南州下縦貫鐵道以西の大平野十郡五街四十庄四百四十八大字に跨り區域内に於ける農耕地及農耕地として開墾可能なる原野其の他の土地總面積は十七萬二千四百六十餘甲にして其の内灌溉可能と認めらるゝ土地十五萬五千七百六十一甲あれども別路其の他の工事のため五千七百餘甲は漬地となるものゝ想定し工事完成後に於て完全に水利を受くべき土地面積は十五萬甲と豫定計畫せり。

#### 事業區域内土地總面積及灌溉可能面積

土地種類目	總面積	灌溉可能面積
田	三二、三三九 <sup>甲</sup> ・三一四七	三〇、二八三 <sup>甲</sup> ・四一九八
畑	一一、五五〇・四七九一	一〇三、四八四・三一八四
養魚	一〇、八二〇・三七一六	八、七五九・二九九二
原野	一七、七五〇・七六四〇	一三、二三三・九六二六
計	一七二、四六〇・九二九四	一五五、七六一・〇〇〇〇
其他地		

圳路其他工事用地充當見込地	六、三七九、〇〇〇	五、七六一、〇〇〇
灌溉ヲ受クベキ土地	一五〇、〇〇〇	〇、〇〇〇

郡別灌溉可能地面積

郡別	灌溉可能見込地				計
	田	畑	養魚池	開墾野其他	
新豐郡	一、〇四八、五三三	五、〇九七、〇五二	一、三三九、六〇〇	三、五七三、〇八六	七、〇六八、二七二
新文化郡	四、〇三三、〇四一	六、八三三、四三三	三、三〇〇、七〇七	一、〇〇三、三三六	一、一三一、五五〇
曾門郡	五、五二四、七三七	六、〇五九、四七〇	二、三三三、二五五	一、五八五、六〇〇	一、三〇八、八五三
北營郡	五、五三三、七七三	三、三六八、四六四	三、三三三、八三二	一、四二〇、七三三	一、七〇九、七〇二
新嘉義郡	七、四八六、〇〇三	八、四四四、七六五	二、六四〇、〇〇〇	一、六八二、〇〇〇	一、六八二、〇〇〇
東石郡	一、八六六、四二八	二、六六二、六六九	二、一七九、三三三	一、九六六、〇〇〇	四、九七四、四三〇
嘉義郡	六、二七三、三三三	一、九八九、六三〇	一、七九三、三三三	一、九六六、〇〇〇	一〇、〇三二、二九六
斗六郡	五、四四四、四三三	二、〇七三、七三三	一、六六〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇	一〇、二七八、一六六
虎尾郡	四、〇三三、〇四一	三、〇三〇、九四九	二、三三三、〇〇〇	一、三三三、〇〇〇	一〇、七三〇、〇〇〇
北港計	三〇、二八四、二八六	一〇、三三三、三三三	八、七五九、三三三	三三、三三三、三三三	一五、七六一、〇〇〇

官民有別灌溉可能地面積

土地種類	官有地		民有地		計
	官租地	官租地以外	官租地	官租地以外	
田	四九四	二	二九、七八八	三〇、二八八	三〇、二八八
畑	四〇七	四〇六	一〇〇、六一五	一〇三、四八四	一〇三、四八四
養魚池	九	三九	八、三三三	八、七五九	八、七五九
開墾可能原野其他	三、三七三	八、六六四	四、五六一	一三、二三四	一三、二三四
計	一、二二五	九、一一一	一四三、二七七	一五五、七六一	一五五、七六一
圳路其他工事用地充當見込地	三、二四八	八、七七四	一三七、九九八	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇

第二節 給水方法

本圳の給水方法は他の一般埤圳と著しく其の趣を異にし許す限りの水量を以て廣く水利を均霑し農業經濟上最も理想的價値あらしめんが爲め種々比較研究の結果所謂三年輪作式給水法を擇びたるものにして全區域十五萬甲を水路系統に依りて給水區劃(約百五十甲を標準單位とす)を定め更に其の區劃内を三區に分ち毎年循環式に一區劃には夏季單期水稻作、一區劃には甘蔗作を行ふに必要な程度の給水を爲すに在り而して其の時期は大體に於て水稻作は濁水溪を主要水源とする北港溪以北の地域は五月より十月迄官田溪野水池を主要水源とする北港溪以南の地域は

六月より九月迄、甘蔗作は兩地域共凡水稻作の末期より翌年三、四月迄、各給水區劃に於ける分配水量及時期は土地の狀況氣候其の他の關係を考慮し管理者之を定むること、せり。尙ほ從來安全なる水源を有する安慶圳區域の如き又は低濕地にして水稻作以外の栽培不可能なる等特殊事情の下に在る地域に對しては在來水利施設の併用を認むる等例外の取扱を爲す、雖新設埤圳よりの給水量は一般の地域と同一なり。

### 第三節 給水量

本圳全事業區域十五萬甲の土地に對する灌漑用水給水量は前述の三年輪換作方式を基調として之を決定せるものにして北港溪以南官田溪貯水池を水源とし給水路南北兩幹線灌漑系統に屬する區域及北港溪以北濁水溪を水源とし給水路濁幹線灌漑系統に屬する區域の給水關係を各別に示せば左の如し。

#### 一、官田溪貯水池を水源とする區域の給水關係

北港溪以南官田溪貯水池を水源とし給水路南北兩幹線灌漑系統に屬する區域の給水關係は官田溪貯水池有效貯水量を五十五億立方尺とし灌漑區域内雨量は區域内平均雨量に相當する新營郡鹽水街に於ける大正七年の觀測雨量に依り取入可能水量及貯水池集水區域の流量は大正七、八年の實測調査に基きて需給水量關係を左の如く算出想定せり。

月	次	供給水量 (單位百萬立方尺)			
		曾文溪取入可能量	官田溪流量	貯水池内消失量	差引各月殘量
五	月	一、七〇八・一	六五五・〇	二二・〇	二、三四一・一
六	月	一、六七七・八	五八・〇	四〇・〇	一、六九五・八
七	月	二、四二五・二	八〇五・〇	四〇・〇	三、一九〇・二
八	月	三、四六二・〇	七九〇・〇	四五・〇	四、二〇七・〇
九	月	一、四一一・八	二一・〇	三九・〇	一、三九三・八
十	月	一、五一四・六	三五・〇	三二・〇	一、五一七・六
十	月	五九八・八	一六・〇	四〇・〇	五七四・八
一	月	四六四・八	六・九	四〇・〇	四三一・七
二	月	三〇九・三	八・六	三六・〇	二八一・九
三	月	二二五・五	六・〇	二四・五	二〇七・〇
四	月	一四七・七	五・二	一九・五	一三三・四
計	計	六四〇・二	六九・二	一四・〇	六九五・四
計	計	一四、五八五・八	二、四七五・九	三九二・〇	一六、六六九・七

需要水量 (單位百萬立方尺)

五	月	次	水	稻	甘	蔗	計
五	月	月	水	稻	甘	蔗	計

濁水溪取入可能流量 流量観測所濁水溪第三號護岸終點 (單位立方尺)

年 月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大正九年	八三三	三六六	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
大正十年	三六六	〇	〇	〇	八三三	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
大正十一年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
大正十二年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
大正十三年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
大正十四年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
昭和元年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
昭和二年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
昭和三年	三六六	〇	〇	〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇

### 第四章 工事の効果

本圳事業區域は農業上臺灣全島の胸腹とも謂ふべき最も主要なる平原地帯なるにも拘らず其の大部分は古來より水利を得るの望みなく主として畑及び看天田として耕作せられ人工的施設に依りて灌漑せらるゝ土地至つて勤く畑は専ら甘蔗と甘蔗及び其の他の雜作との輪作行はれ看天田は天與の雨露に倚り辛うじて一年一回の水稲作を營むに雖、早魃或は豪雨のため其の生育を妨げられ殆ど満足なる收穫を得ること能はざりし状態に在りしも本圳新設工事完成後に於ては完全なる灌漑排水を行ひ從來甘蔗と甘蔗及び其の他の雜作との輪作又は看天田として收穫僅少なりし水稲作を改めて理想的に水稲作、甘蔗作、雜作の輪作を行ひ水稲甘蔗其の他農作物の增收を圖るものにして新設工事著手後組合に於て實地調査を行ひ工事の効果を豫想したるものを示せば左表の如し。

效果一覽表

區	分	效果	總額	摘	要
主要作物ノ産額増加	米産額ノ増加年額		四六二、〇八九		
土地收穫金ノ増加年額	砂糖産額ノ増加年額		二四〇、二六四、一一二		
土地ヲ小作ニ付シタル場合ノ地主所得増加年額			二〇、三三九、七五九		
			一〇、八九六、三一		